

# 合気道乱取競技審判規程

## (前文)

合気道競技は本協会初代会長富木謙治師範が、合気道を教育的に再編する研究のなかから生まれたものである。師範は、合気道を現代教育に役立ち、しかも価値ある民族文化として発展させるためには、従来有形による練習法だけでなく、相互が自由意志によって競う乱取り法を平行して行なうことの必要性を説かれた。乱取り法には、形だけの練習では十分に得られない技術的な意義だけでなく、勝負に伴う心の葛藤を克服する情操教育としての優れた意義がある。しかしこれを競技・試合として行うにあたっては、それらの意識を失うことなく、また勝利至上主義の弊害に陥ることのないように細心の注意を払わねばならない。本規程は、そのような精神を実現するために必要な最低限の規則を定めたものである。

## 第1条 (競技場)

- a 競技場は、場内の広さを原則として五間 (約 9.09m) 四方としこれに畳 50 枚を敷いたものとする。
- b 競技場の中央に二間 (約 3.64m) の距離をおいて開始線を引く。
- c 場外には約一間 (約 1.82m) 以上に畳またはマットを敷いて安全地帯を設け、場内と場外の区別を明確にしなければならない。
- d 監査審判員制度採用の試合において、場外には判定に対して疑義申し立てをできる権利を有する人 (監督、コーチ等) に対して所定の場所を設けるものとする。

## 第2条

### ① (服装)

- a 競技者は原則として本協会所定の道衣を着用し、紅または白の紐を各々その帯の上に締めなければならない。
- b 上衣の下には原則として、女性は白 T シャツを着なければならない。男性は何も身につけてはならない。尚、男女に関らず、ボディプロテクター (プラスチック製) 等を着用することは、これを認めない。

### ② 本協会所定の道衣とは、次の条件を満たしたものをいう。

- a 上衣の身の丈は、帯を締めたとき臀部を覆うもの。
- b 袖はゆるやかで長さが前腕部の肘の中心から三分の一以内のところ迄を覆うもの。
- c 下ばきは、ゆるやかで、長さが下腿の半ばをこえるもの。
- d 帯は上衣がはだけるのを防ぐため、適度の締め方で結ぶ。長さは結び目から約 15cm 程度の余裕があるもの。

- e 道衣は清潔であり、布地の破損などは補修したものでなければならない。

### 第3条（競技の方法）

#### ①（競技時間）

競技は「前半」「後半」二分し、競技時間は各正味一分半とする。

#### ②（競技の開始、中断、終了）

- a 競技者は開始線に向かって立ち、呼吸を合わせて互いに立礼を行う。  
この際、正面に向かって右が紅、左が白とする。
- b 競技は主審の「始め」の宣告で始め、「待て」の宣告で中断し、「止め」の宣告で「前半」「後半」の競技を終了する。
- c 「前半」「後半」の競技が終了したとき、又は競技が中断したときは、競技者は速やかに開始線に戻り、主審の指示を待つ。
- d 「判定」の宣告後、選手は互いに立礼し、退場する。

#### ③（競技の形態）

- a 競技者の一方は徒手とし他方はソフト短刀（以下「短刀」）を持ち、所定の「徒手技」と、短刀突きによる「突き技」との攻防によって競われる。
- b 短刀は協会所定のスポンジ製とする。
- c 短刀は「前半」終了後、競技者間で交替する。
- d 短刀は左右のいずれの手にも持つことも出来る。但し短刀の左右の持ち替えは、競技の中断により競技者が開始線に戻った時にのみ認められる。

#### ④（競技の技）

徒手側の徒手技は、富木謙治著「合気道競技について」（1978）所収の当身技五本、関節技九本、浮技三本を使用する。短刀側は突き技と、「返し技」としての当身技（徒手技に相当）五本を使用する。（第5条参照）

### 第4条（徒手技の判定）

- a 得点となる徒手技の判定は「一本」「技有」「有効」の三種類とし、各技の判定基準は本規程末尾記載の別表のとおりとする。
- b 競技者の双方または一方が場外に出た後に施された全ての技（突き技を含む）は無効とする。尚、場外に出た場合とは、一方の競技者の両足が完全に場外に出た場合をいう。
- c 技は先取を原則とする。従って、一方の競技者が先に「有効」以上の技をかけた後で、他方が継続して「返し技」等によって「有効」以上の技をかけたとしてもこれを無効とする。
- d 競技者が、一連の動きの中で、「有効」以上の技を連続してかけた場合、より高得点の一技についてのみその得点を認める。

## 第5条（返し技）

- a 本規程にいう「返し技」とは、短刀側が徒手側に両手で片腕を掴まれた場合、又は関節技もしくは浮き技を施技された場合にかける徒手技の中で、当身技五本をいう。尚、短刀を持った腕を掴まれた際は、掴まれた腕（脇の下から手首、掌底も含む腕全体。以下同じ）又は反対の腕によって「返し技」をかけることができるが、短刀を持たない腕を掴まれた場合には、短刀を持たない腕のよってのみ「返し技」をかけることができる。
- b 「返し技」は徒手側が短刀側の片腕を両手で掴んだ状態、又は関節技もしくは浮き技を掛けられた際にかけることができるが、腕に触れた瞬間にはかけることが出来ない。この場合「掴む」ことは指を用いて握ることである。尚、短刀側が「返し技」を掛ける瞬間に、徒手側が掴んだ指を緩める、もしくは施技を中止してもその「返し技」は有効である。

## 第6条（突きの判定）

- ① 得点となる突き技の判定は「突有」とする。尚、短刀による突き技は剣道における打突の原理をソフト短刀によって行うという考え方からきたものであり、その突き方は剣道の原理でいう「気剣体の一致」を基準とし、且つ剣の術理を素手によって表した手刀動作の延長線上にあることを要する。上記に則り、「突有」の判定基準は次の各項の条件を満たしたものでなければならない。
  - a 突きの有効部位は、体の前面、側面、背面の両脇下を結んだ線より下で、帯より上（帯を含まない）の部分（体の当該部分を覆ってこれにつけた腕を含む）とする
  - b 短刀側のついた瞬間の姿勢が、背筋が伸びて、腰が安定していること。
  - c 相手の身体に対して、ほぼ直角に突かれていること。ただし自然体を逸脱した変則姿勢の者、又は倒れたものに対してはこの限りではない。
  - d 安全な突きであること。特に短刀が完全に折れ曲がって、拳が相手に当たるような突きでないこと。但し、突きと同時に徒手側が体捌きを行わずに接近した場合はこの限りではない。
  - e 一足一刀の間合いから、踏み込んで出された突きであること。
- ② 短刀側の「巻き突き」は、前項①の条件を満たす場合「突有」と認める。
- ③ 倒れた相手に対する突きは、速やかな第一動作にて、前項①の条件を満たすものであれば、「突有」と認める。
- ④ 「突有」と「有効」以上の徒手技が同時に決まった場合、「突有」を優先する。
- ⑤ 短刀側の「回し突き」は、正中線を逸脱するものなので、これを認めない。

## 第7条（反則事項）

反則には、その程度に応じて、「反則負け」「注意」「指導」の三段階を置く。各反則は、次の場合に主審によって宣告される。

① 原則として「反則負け」とする場合。

- a 競技者の人命にかかわる技、特に競技者の頭部を強打させる可能性のある技をかけた場合。たとえば正面当や下段当等を施技する際に相手方の下半身を抱えたり、極端に跳ね上げるなどして、相手の頭部に対する安全性への配慮を欠くような技をかけること。
- b 反則によって相手側に、競技続行不可能な傷害を負わせた場合、又は自らの反則によって、自らが競技続行不可能な傷害を負った場合。
- c 「指導」「注意」の反則得点が合計4点に達した場合。
- d 短刀突きまたは当身技において、故意に衝撃的な打突を行うこと。

② 原則として「注意」とする場合。

- a 指関節または首・脚関節を攻めること。
- b 短刀突きまたは当身技において、衝撃的な打突を施してしまった場合。
- c 柔道技やレスリング技など、第3条④項に記した以外の技を用いること。
- d 競技者が試合中に場内で戦う努力をせず、故意に場外に出ること。
- e 本条③項に掲げた「指導」の対象項目について、競技者にとって危険性の度合いが高いと判断されるもの、及びこれらについて複数回以上にわたり、主審の指示に従わない、もしくは従うことができなかった場合。
- f 競技者が主審の判定に対して品位に欠ける抗議態度をとること。

③ 原則として「指導」とする場合。

- a 競技者が富木謙治師範の諭した自然体を逸脱した変則姿勢をとること。
- b 競技者が自分の身体を捨てて技をかけること。従って当身技・関節技・浮技は立位（片膝立ちを含む）の姿勢でかけることを原則とする。
- c 競技者が移動に因らず、急所又は肘関節に直接急激な負荷を加えること。
- d 競技者が相手の道衣を掴むこと。
- e 競技者が両手を用いて相手を抱え込むこと。
- f 競技者がその両足を完全に場外に出すこと
- g 競技者が相手の人格を無視するような言動をしたり、無意味な発声をする事。
- h 競技者が主審の許可を求めることなく座ったり、場外に出るなど、勝手に試合を中断するような行動をとること。
- i 短刀側が短刀の後方部分を余らせた状態で持ち、短刀突きを行うこと。
- j 短刀側が第6条①項 a に掲げられた有効部位を外した短刀突きを行うこと。
- k 短刀側が第6条①項 e に定める適正な間合いを無視した短刀突きを行うこと。従って、短刀側が徒手側に腕を掴まれた際に、離脱をしないで近間から短刀突きを行うことはこれを認めない。

- l 短刀側に突きを行う意思がなく、消極的であると見られる場合。又は故意に時間稼ぎをしているとみられる場合。
- m 短刀側が徒手側のかける技を防御する際に、徒手側の腕を掴む、しがみつく、屈み込む、又は手刀を脇の下に入れて抱え込んだ場合。尚、施技を目的とせず、防御の為に徒手側の顔面等危険な部位に手刀、掌底をあてることはこれを認めない。
- n 短刀側が徒手側に腕を掴まれる前に、「返し技」をかけること。
- o 短刀側が故意または不注意に短刀を落としたり、徒手側が故意に短刀を掴んで奪取すること。また、徒手側の正しい施技により、偶発的に短刀を奪取されること。
- p 徒手側が相手の短刀を無視して、体捌きを行うことなくむやみに接近すること。(武道性の無視の禁止)
- q 相手側が短刀突きを捌く際、衝撃的な手捌きを用いること。
- r 徒手側が攻撃の際、短刀側の短刀を第6条①項 a に定める有効部位につけられたままの状態ですら3秒以上いること。又は3秒に満たないまでも、同様の状態が継続的に起こること。但し、短刀側が本項 e に定める抱え込みにより制御している場合にはこの限りではない。

#### 第8条 (得点の算定)

- ① 技の得点は、以下に定めるところとする  
「一本」／4点、「技有」／2点、「有効」／1点、「突有」／1点
- ② 反則の得点は、以下に定めるところにより、反則をあたえられた選手の相手側の得点とする。
  - a 「指導」／2回で「注意」1回となり、1点となる。
  - b 「注意」／1点。
  - c 「反則負け」／8点 (反則ポイント4点で反則負けとなるが、成立時に8点となる。)
- ③ 「反則負け」で競技が終了した場合、または、「不戦勝ち」にて競技が行われない場合の得点は、競技の内容のいかんにかかわらず、勝者8点、敗者0点とする。
- ④ 「痛み分け」とは、競技者のどちらか一方あるいは双方の不可抗力による負傷により、競技続行不可能となった場合に主審が行う処置をいう。

#### 第9条 (「痛み分け」「反則負け」等における処置)

- ① 競技続行を不可能とさせる競技者負傷の原因が不可抗力による場合。
  - a 競技者一方のみが負傷して「痛み分け」となった場合、個人戦においては負傷していない側に次の出場権を与える。団体戦においては、その時点での得点により勝負を判定する。
  - b 競技者双方が負傷して「痛み分け」となり、両者とも次の試合に出場不可能の場合、個人戦においては次の試合の対戦相手をそれぞれ「不戦勝ち」とする。団体戦において

ては控えの選手をこれに代えて出場させることができる。

- ② 競技続行を不可能とさせる競技者負傷の原因が一方の故意によると判定される場合。
  - a 競技続行不可能の時点で、原因となった者を「反則負け」とする。「反則負け」を宣言された競技者は、当該競技大会の以後の一切の競技に出場できない。但し、競技者が本項第 8 条②項 c に掲げる反則ポイントの累積による「反則負け」についてはこの限りではない。
  - b 個人戦においては、次の競技開始時点で、「反則勝ち」を宣言された負傷競技者が競技続行不可能と判断された場合、その対戦相手を「不戦勝ち」とする。但し競技可能と判断された場合はこの限りではない。団体戦においては控えの選手をこれに代えて出場させることができる。

#### 第 10 条（勝敗の判定）

- ① 競技の勝敗は、「前半」「後半」を通しての総合得点によって決定する。
- ② 得点同数の場合は、「優勢の判定」を行う。優勢の判定勝ちは、次の優先順位により決定する。
  - a 「一本」を取った回数。
  - b 「技有」を取った回数。
  - c 「有効」を取った回数。
  - d 「突有」を取った回数。
- ③ 「優勢の判定」によっても決定しない場合は、「僅差の判定」を行う。僅差による判定勝ちは、次の優先順位により決定する。
  - a 「有効」に近い技の効果を挙げた回数。
  - b 「指導」の回数。
  - c 姿勢、体捌き、積極性、品位等競技内容の総合評価。
- ④ 競技の前・後半で「コールド勝ち」を認め、その基準は次のとおりとする。
  - a 「前半」において 8 点の差がついた時点で、「前半」終了とする。
  - b 「後半」において、「前半」から累計して 12 点の差がついた時点で競技を終了する。

#### 第 11 条（審判員）

- a 審判員は自分の担当する競技の運営に関して最高の権限を持ち、審判長以外はその決定に抗議できない。但し、第 12 条 a 項および e 項に定める監査審判員は、各コートの判定に疑義が生じた場合に限り競技を一時中断させ、審判員を集め、疑義のある判定に対して修正を要求することができる。
- b 審判員は、競技の運営並びに勝敗の判定を司り、これに関して中立公平に努めなければならない。
- c 一競技の審判員は、主審一名と副審数名によって構成する。副審の数を何名にするか

は、その競技が採用する審判法の規定による。

- d 主審は場内にあつて正面に向かつて立ち、競技の運営を指導する義務を負う。副審はその審判法に合つた適当な位置に立ち、主審の運営を補佐する。
- e 前項 d の規定にかかわらず、勝敗の判定に関しては、主審、副審ともに同等の権限を持つ。

#### 第 12 条（審判法）

- a 審判法には二人制審判法（ミラー方式審判法）、三人制審判法、四人制審判法を置く。これらの審判法には、監査審判員をおくことができる。
- b 二人制審判法は、副審一名が主審の反対向かい側に立つて二人で審判を行う。二人の審判員は、選手の動きに対して、絶えず判定しやすい位置に移動して審判に努めなければならない。この際、両審判員は徒手にて審判する。
- c 三人制審判法は、二人の副審が、それぞれ右手に白旗、左手に赤旗を持って、主審と向かい合う側の場外角にそれぞれ位置する。
- d 四人制審判法は、別に定める方法によつて、主審と三人の審判が行う。
- e 監査審判員は、必要に応じて各コートに一人以上おくことができ、その役割は審判員の判定精度を高くすることになる。

#### 第 13 条（審判団と審判長）

- a 競技会には審判員全員から構成する審判団を置く。審判団には、原則として本協会審判部長の任命する審判長を置く。
- b 競技中において、審判員が判定について規定上疑義を感じた場合は、当該競技会における審判長と協議し審判の厳正をはかることができる。
- c 前項 b の規定にかかわらず、本協会審判部長は本協会が主催する、またはその運営に携わる国内外競技会の審判において最高の権限を持ち、ルール適用等において疑義が生じた場合には厳正をはかることができる。

#### 第 14 条（競技運営）

- a 主審は競技者が礼を終わったのを確認した後、選手双方の中央へ一歩進み、右の手刀をほぼ胸の前から中段へ突き出すと同時に「始め」と宣告し、競技を開始する。
- b 競技途中、競技を中断する必要があるときは、速やかに「待て」を宣告し、競技者を開始線に戻らせる。この場合、主審は競技者双方に割つて入るか、競技者の身体に触れるかして、確実に進行を止める。
- c 主審は、競技中競技者が場外へ出た場合、速やかに「待て」を宣告して競技を中断し競技者を開始線に戻らせる。
- d 施設の都合で競技場外に十分な安全地帯を設けられなかつた場合で、競技者が場外近

くで組み付いて膠着状態になった際、主審は「待て」を宣告して、競技者双方の体勢を変更することなく、場内中央部へ誘導することができる。

- e 主審は、競技者が負傷する恐れのある体勢で技をかけようとした場合、速やかに「待て」を宣告して競技を中断し安全を確保する。
- f 主審が競技者に「指導」「注意」を与えても、怪我につながりやすい「注意」相当の動作が改まらない場合は、第7条①項の規定にかかわらず「反則負け」を適用することができる。
- g 主審は「後半」の競技終了の際、「止め」後に「それまで」と発声し、競技の終了を宣告する。
- h 監査審判員の審判動作は、疑義が生じた場合に黄旗を右手で真っ直ぐ頭上に掲げるものとする。場内の審判員委員により黄旗が掲げられた際には速やかに試合を止め、監査審判員の申し出を真摯に受け止め、再判定を含めた協議をするものとする。
- i 監査審判員は、疑義申し立て権利者からの疑義申し立てがなされた場合においても、特に必要性を認めない場合にはその要求を棄却することができる。
- j 主審は、監査審判員の申し立てを受けて判定に変更が生じた場合には、所定の動作合図により前判定を取消、新たに判定をしないものとする。

#### 第15条（技・突の判定動作）

- a 主審は、競技中断あるは終了のため、競技者を開始線に戻らせた後、以下に定める状況に応じた動作と発声を同時に行う。再度競技を続行する場合は「始め」と宣告する。
- b 「一本」は、ほぼ踵結び立ちの直立姿勢より、指を伸ばして掌を内向きにし、施技者の側の腕を真っ直ぐ上方に高く上げ、同時に「一本」と発声する。
- c 「技有」は指を伸ばして掌を下向きにし、施技者の側の腕を体側にほぼ直角に上げ、同時に「技有」と発声する。
- d 「有効」は「技有」と同様だが、腕の角度を45度下方にさげ、同時に「有効」と発声する。
- e 「突有」は、ほぼ踵結び立ちの直立姿勢より、指を伸ばして掌を内向きにし、施技者の側の腕をやや斜め前方に伸ばし、同時に「突有」と発声する。
- f 「不十分」は技の効果が認められなかった場合に行い、両手を腰の前で掌を下向きにし、開いて交差する動作を二回繰り返して同時に「不十分」と発声する。
- g 「無効」は技の効果は認められたが、本規定の内容や精神に沿わないと判断された場合に行う。動作は両手刀を胸の前で交差静止し、同時に「無効」と発声する。尚、「無効」の対象となる施技をした競技者には「指導」または「注意」を所定の動作により宣告する。
- h 副審は競技者が技をかけた場合、必ず判定動作をして自らの判断をはっきりと主審に示し主審にその意図が伝わるまでその動作を継続する。



- i 副審は、判定動作継続中に、主審の「待て」の宣告により競技が中断した場合、主審がその判定を下す間、判定動作を継続する。
- j 審判員は、競技者の一方が「有効」或いは「技有」相当の技をかけている場合において、更に高得点の技に移行する可能性があれば、判定動作を継続して競技を継続する。

#### 第 16 条（判定不一致の処置）

- ① 二人制審判法の場合、
  - a 主審と副審の判定が不一致の場合は、主審の判定を優先する。
  - b 主審は自己の位置が死角のために競技者が見えなかった場合、原則として副審の判定を採用する。
  - c 競技中、副審の判定動作が示された場合で、主審がその判定を不十分と判定したときは、「不十分」の判定動作をすることによって、競技の中断をすることなく継続することができる。
- ② 三人制以上の審判法において、技の判定に際しては、主審は副審の判定を自らの判定と同様に扱い、多数決の原則によって判定する。ただし主審は副審の判定に疑義を感じた場合、副審をよんで協議することができる。これによっても意見の一致を見ない場合は、多数決の原則（但し、可否同数の場合は主審の判定）により判定する。
- ③ 副審は、競技中に必要と認めた場合、所定の動作合図によって競技を中断し、主審に対して意見を述べる事が出来る。

#### 第 17 条（勝敗及び「反則事項」の判定・宣告動作）

- a 競技の勝敗は、競技者を開始線に戻した後、勝者の側の腕を真っ直ぐ前方に伸ばし、更に手のひらが内側を向くように斜め側方に上げ、「赤（白）の勝ち」と宣告する。尚、主審は宣告後、選手が相互に立礼するのを見届ける。
- b 「引き分け」「痛み分け」の宣告動作は、競技者を開始線に戻した後、右手刀を頭上から胸の前に水平に振り下ろしてそれぞれ宣告する。
- c 「反則負け」による勝敗の宣告は、まず、競技者を開始線に戻してからその理由をつけて当該競技者に対して「反則負け」と宣告し、続いて前項 a と同じ要領で動作しながら「赤（白）」と宣告する。
- d 「指導」及び「注意」の宣告動作は、「注意」の場合は当該競技者に向かって人差し指を伸ばして斜め上方にあげながら指さし、「指導」の場合は前を向いたまま斜め上方を指差してそれぞれ宣告する。

#### 第 18 条（乱取競技団体戦の方法）

- a 団体戦は、正選手 5 名、補欠 3 名を原則とするが、事情により増減を認める。
- b 団体戦の勝敗は出場各組の勝ち数により決定する。

- c 団体戦における各競技の勝敗の判定は、得点数によって行う。但し、得点数同数の場合は「優勢の判定」によって行い、「僅差の判定」は行わない。
- d 団体戦の勝ち数が同数の場合は、団体全員の得点を合計した総得点、次いで「優勢の判定」基準に照らした、団体全員の得点数によって、勝敗を決定する。この基準によっても勝敗が決定しない場合は、当該団体戦出場競技者による代表決定戦一試合を行う。代表決定戦は、「僅差の判定」まで見るものとしこの勝敗を団体の勝敗とする。
- e 競技方法は、トーナメント戦、リーグ戦、それらの混合を採用することができる。
- f 団体リーグ戦において、勝敗数が同じになった場合、その順位は、団体の勝者数、団体全員の得点を合計した得点数、「優勢の判定」基準に照らした団体全員の得点数の順位によってその勝敗を決定する。
- g 団体戦において欠員が出た場合、欠員は先鋒から順に登録するものとする。但し、団体戦規定人数の半数を割った場合、これに出場することができない。

#### 第 19 条（競技者の権利・観客の義務）

- a 競技者は安全な競技ができないと感じた時、あるいは競技の公平を欠く事象に気づいたときは、原則として所属団体の責任者を通じて、審判員に改善を要求できる。
- b 競技者は第 1 条 d に定める所定の場所に 試合毎に一人の疑義申し立ての権利を有する人をおくことができる。個人戦においても団体戦においても同様である。しかしながら、監査審判員をおかない試合については、この限りではない。
- c 観客は審判員および選手を罵倒してはならない。
- d 観客は審判員の要請のあった場合を除いて、競技場内に入ってはならない。特に場内への飲み物等の差し入れを禁ずる。
- e 観客は競技者に競技時間を伝えるなど、競技の公平を欠く言動を慎まなければならない。

#### 第 20 条（競技進行委員）

- a 審判員を補佐する競技進行委員としては、記録係り、計時係り、呼び出し係りをおく
- b 記録係りは原則として 2 名とし主審の宣告をその都度得点掲示板に記入し、同時に所定の試合記録用紙に記入する。また、記録係りは記録用紙を当該大会終了時に大会記録担当役員に手渡すまで保管する義務を持つ。
- c 計時係りは原則として 1 名とし、前・後半の終了を警笛等によって審判員に報せる。また、競技の中断時には時計を止め、片手を高く上げて、時間の計測を止めていることを表示しなくてはならない。
- d 計時係りは、監査審判員が黄旗を掲げたことに審判員が気づかない場合には、警笛等により審判員に報せる。
- e 呼び出し係りは記録係りのうち 1 名が担当し、各競技の始まる前に競技の順番に従っ

て競技者名を場内に告げ、選手を呼び出す。